



「耕耘爪」事件

(知財高判令和4年12月22日 令和4年(行ケ)第10027号¹⁾)

概要

- (1) 審決取消訴訟において、他の争点とともに、明確性要件が問題とされた事例。
- (2) 請求項中の「『略』一定の距離」、「『略』同じ位置」との文言について、本件発明の技術分野（その性質上要求される精度の観点）及び明細書等の記載を参酌して、発明は明確であると判断した（特許庁審決の判断を支持）。
- (3) 「略」のほか、「約」、「およそ」、「実質的に」、「本質的に」等の文言が請求項中に含まれる特許の明確性要件を評価するにあたって1つの参考になる事例。

対象特許（特許第6664439号²⁾）

【請求項1】

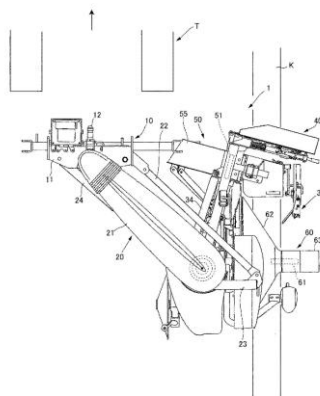
…（略）…耕耘爪であって、
前記縦刃部及び横刃部の刃縁側には、前記縦刃部から前記横刃部に渡って他の部分よりも硬度が高い硬質合金部が設けられ、
前記硬質合金部の前記取付基部側の端部は、前記縦刃部の刃付け端部と略同じ位置に位置しており、
前記硬質合金部の切っ先側の端部は、前記横刃部の端部近傍に位置しており、
前記硬質合金部の峰側の端部は、前記取付基部側の端部から前記切っ先側の端部に至るまで、前記縦刃部及び前記横刃部の峰から刃縁側に略一定の距離をおいて峰に沿って延びていることを特徴とする耕耘爪。

【技術分野】

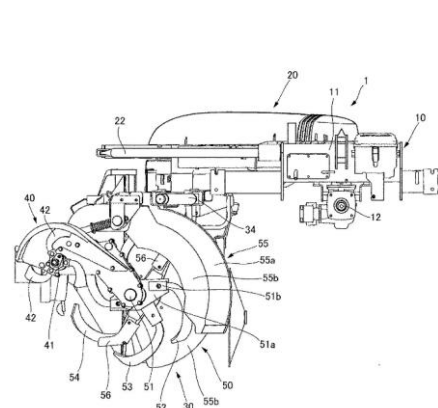
【0001】

本発明は、例えば、耕耘作業に用いられるロータリ耕耘装置を有する畦塗り機の耕耘軸に取り付けられる耕耘爪に関するものである。

【図1】



【図3】



¹ https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=5889

² <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-2018-122389/10C37F2471292B1461A534C44D93907164E62DB2DA805AC403430380ADED630B/10/ja>

裁判所の判断

裁判所（知財高裁）は、請求項1中の「略一定の距離」および「略同じ位置」という記載の明確性について、以下のように判断している。

…「略」とは、「はぶく。簡単にする。」の他、「ほぼ。おおよそ。あらまし。」（大辞林第4版）を意味するところ、「略一定の距離」における「略」は、このうち「ほぼ。おおよそ。あらまし。」を意味すると解され、…（中略）…、「略一定の距離」とは、その通常の言葉の意味によれば、「おおよそ、一つに定まって変わらない、二つの場所の間の隔たり」を意味すると解される。

…本件発明1が、土からの作用により摩耗を受ける耕耘爪にかかる発明であることからすると、硬質合金部の峰側の端部と、縦刃部及び横刃部の峰との距離は、作業機の耕耘爪にその性質上要求される精度の観点からして、厳密に寸分変わらず一定の距離であることを必須とすると解すべき理由はないから、本件発明1の構成1Eの「略一定の距離」とは、その通常の言葉の意味と異なるところはなく…その程度は、当業者であれば本件明細書等の記載等を勘案して理解することができるものと解される。

…本件明細書等の…という記載があることからすれば、上記端部同士が「略同じ位置」といえるかどうかは、…当業者であれば本件明細書等の記載等を勘案して理解することができるものと解される。

…当業者であれば、…「略同じ位置」であることの意味を理解でき、ある具体的な物（耕耘爪）について、…「略同じ位置」にあるか否かを理解できるものと認められる。

まとめ

特許・実用新案審査基準（第II部第2章第3節「明確性要件」2.2(5)d）³において、「略」の文言は、「約」、「おおよそ」、「実質的に」、「本質的に」等とともに、「範囲を不確定とさせる表現」として紹介されている。

他方、明確性要件（特許法36条6項2号）は、「特許を受けようとする発明が明確である」ことを求めるものであり、「範囲を不確定とさせる表現」が請求項中に含まれる場合であっても、明細書等の記載ないし出願時の技術常識を考慮して、当業者が発明の範囲を理解できると評価し得るものについては、明確性要件を満たすと判断される。

本件の結論とは逆に、「略」の表現を含むことに起因して明確性を否定された事例として、知財高判令和4年11月16日「多角形断面線材用ダイス」事件（令和4年（行ケ）第10019号⁴）がある。

たとえば、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の「特許・実用新案検索」⁵を用いて、「請求の範囲」中に「実質的に」の文言を含む件を検索してみると、技術分野を問わず多くの案件が表示される。本件は、「略」、「実質的に」等の「範囲を不確定とさせる表現」を請求項中に含む特許の明確性を検討するにあたり、上記別件とともに参考になる事例であると考え、ここで取り上げた。

キーワード 特許、明確性要件（36条6項2号）、範囲を不確定とさせる表現、機械・構造

[担当] 深見特許事務所 高橋 智洋

[注記]

本レポートに含まれる情報は一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。IP案件に関しては弁理士にご相談下さい。

³ https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/02_0203bm.pdf

⁴ https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_ip/detail?id=5858

⁵ <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/p0100>